

プロダクト・サポート提供条件 (HULFTタームライセンス用)

お客様（以下「甲」といいます。）及び株式会社アシスト（以下「乙」といいます。）は、甲が乙に提出する注文書その他書面（電子メールなど電磁的方法を含む）（以下「乙所定書面」といいます。）に記載されたソフトウェアのタームライセンス（プロダクト・サポート対象製品及びその更新版を指し、以下総称して「本件プログラム」といいます。）に係るプロダクト・サポートに関し、本提供条件（下記第1条で定義する共通条項（以下「共通条項」といいます。）を含みます。）所定の条件にて、プロダクト・サポート契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1条 本契約の成立、用語

- (1) 本契約については、甲が、乙所定書面を乙に交付することを以て、本提供条件に同意したものと見做され、乙が甲に対し注文請書又はメールの送付による承諾の意思表示の到達により成立するものとします。
- (2) 甲がプロダクト・サポートの最終受益者（本件プログラムの使用権許諾先のことを指し、以下「エンドユーザー」といいます。）ではない場合、甲は、その責任において、エンドユーザーに対し、本提供条件と同等の条項を遵守させ、本提供条件に基づき甲が乙に対して負担する義務と同等の義務を負わせ、その遵守及び履行について一切の責任を負うものとします。
- (3) 共通条項は、乙所定のインターネットホームページ（<http://www.ashisuto.co.jp/support/keiyaku/>）掲載の「プロダクト・サポート提供条件（共通条項）」に定めるものをいいます。
- (4) 次条以降の条項と共通条項とが矛盾・抵触する場合は、当該矛盾・抵触の限度で次条以降の条項が優先して効力を有するものとし、また、前文及び本条以降の条項に定めのない用語の定義は、共通条項第1条の定めるところによります。

第2条 本件プログラムの使用権許諾者

本件プログラムの使用権許諾者は、株式会社セゾンテクノロジーです。

第3条 プロダクト・サポート（乙標準）

- (1) 本契約において「プロダクト・サポート」とは次のことをいいます。
 - ① 本件プログラムがドキュメンテーション（本件プログラムの使用方法を記載したマニュアル）の仕様に従って正しく稼動することに資するための技術支援サービス。ただし、本件プログラムが稼動可能なハードウェア及びオペレーティング・システムの標準バージョンを稼動環境として利用していることを前提とします。
 - ② 本件プログラムの使用に関する所定の手段による助言及び援助。
 - ③ 甲又はエンドユーザーから報告を受けた本件プログラムにおけるエラーの特定及び解決のための技術支援サービス。ただし、本件プログラムが甲もしくはエンドユーザー又は第三者により改変されていないことを条件とします。
 - ④ プロダクト・サポート対象製品の更新版が提供可能となった場合における当該更新版の提供。なお、本書の規定は、プロダクト・サポート対象製品その他プログラムの更新版を作成する義務を乙に課すものではありません。
 - ⑤ 乙は、甲又はエンドユーザーのために善良なる管理者の注意を以てプロダクト・サポートを提供するものとします。ただし、乙は、甲又はエンドユーザーに対して、プロダクト・サポートの提供により甲又はエンドユーザーの問題が解決されることを保証するものではありません。
 - ⑥ プロダクト・サポート対象製品の更新版のリリース後、甲又はエンドユーザーは、乙が別途通知する期限まで、当該更新前の版についてプロダクト・サポートを継続して受けることができます。
 - ⑦ プロダクト・サポートを、乙がオンサイトにて提供した場合、又は甲もしくはエンドユーザーがプロダクト・サポートの範囲を超えるサービスを乙に依頼した場合は、乙は、甲に対し、料金を別途請求できるものとします。当該料金の額及び支払方法については、甲及び乙が別途定めるものとします。
- (2) 乙によるプロダクト・サポートの提供は、甲又はエンドユーザーが乙に申請して登録した本契約に係る「サポートID」を利用する者に対して行われるものとします。
- (3) 詳細は、乙が公表又は交付する本件プログラムの「プロダクト・サポートサービスのご案内」（以下「サービス案内」といいます。）によるものとし、上記（1）及び（2）とサービス案内が矛盾する場合はサービス案内が優先するものとします。

第4条 特約事項

- (1) 共通条項第1条第2項第1文を次に置き換え、適用するものとします。
「更新版」とは、甲が追加費用を負担することなく提供される（別途費用が発生する場合も含む）乙所定書面規定のプロダクト・サポート対象製品の改訂版をいいます。
- (2) 共通条項第3条第1項の規定にかかわらず、乙は、本件プログラムの総販売元である株式会社セゾンテクノロジーに対し、乙が本契約に基づく秘密保持義務を負担している旨を予め告知したうえで、プロダクト・サポートに必要な限度において秘密情報を開示することができるものとします。また、同第3条第5項及び第6項の「本件プログラムの著作権者」は「本件プログラムの使用権許諾者」に読み替えます。
- (3) 共通条項第4条を次に置き換え、適用するものとします。

第4条 再委託

乙は、本契約に基づく乙の義務の全部又は一部を再委託できるものとします。この場合、乙は、再委託先に対し、本契約に基づき乙が甲に対して負担する義務と同等の義務を負わせるものとし、その履行については乙が甲に対し一切の責任を負うものとします。

以上